

退職の申出は2週間前までに

Question 04

Q

営業マンとして働いていますが、性格的に仕事に向いてないような気がします。

ほかの仕事を見つけたので、会社を辞めたいと申し出たところ、急に言われても困ると言われました。会社を、辞めるにはどうしたらいいのでしょうか。

Answer 04

A

使用者が労働者を「解雇」する場合については、労働基準法において「少なくとも30日前にその予告を」しなければならないことが定められています（8頁参照）が、労働者側の方で一方的に退職することについては、民法の定めによります。

すなわち、民法によれば、期間の定めのない契約はいつでも解約の申入れをすることができ、「雇用は、解約申入の後2週間を経過したるに因りて終了する」（民法627条1項）と定めています。つまり、退職を申入れてから2週間すれば、使用者の承諾がなくとも、会社を辞めることができます（ただし、期間をもって報酬を定めた場合には、当期前半に解約の申入れをしたときは次期以降に効力が発生します（同法627条2項））。

ところで、就業規則で「労働者は1ヶ月前に退職を申し出なければならない」と規定されている場合はどうでしょうか。一般的に民法の規定は任意法規（注）と解されていますので、労働契約や就業規則の上で、民法の規定と異なる定めをした場合には、その定めが優先されることとなります。つまり、合理的理由があれば特約によってこの期間を延長することも可能ですが、これが極端に長い場合は、労働者の退職の自由が極度に制限されることになり、公序良俗の見地から無効とされるでしょう。

注：民法627条を強行法規と解する判例（昭51. 10. 29、東京地裁、高野メリヤス事件）もあり、こうした就業規則があっても、退職願いを提出して2週間経過すると退職の効力が発生することになります。